

高松市監査委員告示第13号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月29日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成14年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 徴税事務の執行について

対象部局	財政局税務部市民税課
措置通知日	平成25年3月18日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 法人宛名システムと法人市民税システムのリンクについて	法人宛名システムと法人市民税システムのリンクについては、新税務情報システムの導入準備時に検討した結果、別途カスタマイズが必要であり、新たな費用負担が生じることから、法人市民税システムの充実を図り対応することが費用対効果の観点から適当であると判断した。その内容は、資本金情報、事業年度、従業者数などの法人基本情報について、申告書に記載された最新の情報を法人市民税システム内に反映させることとし、申告法人に対して最新の情報を記載した申告書の送付を可能とした。これにより、システムによる申告書の審査機能等が高められた。

第2 平成22年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

対 象 部 局	総務局人事課
措 置 通 知 日	平成25年3月12日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 一般行政職の給与については、国の給与事情を考慮し、給与水準の適正化を検討することについて	一般行政職の給与については、平成25年1月から平成26年12月までの間における特例として、職員の給料の月額について減額することとし、また、国において平成23年度以降毎年実施されている昇給回復措置と同様の措置を実施しないことにより、給与水準の適正化を図った。